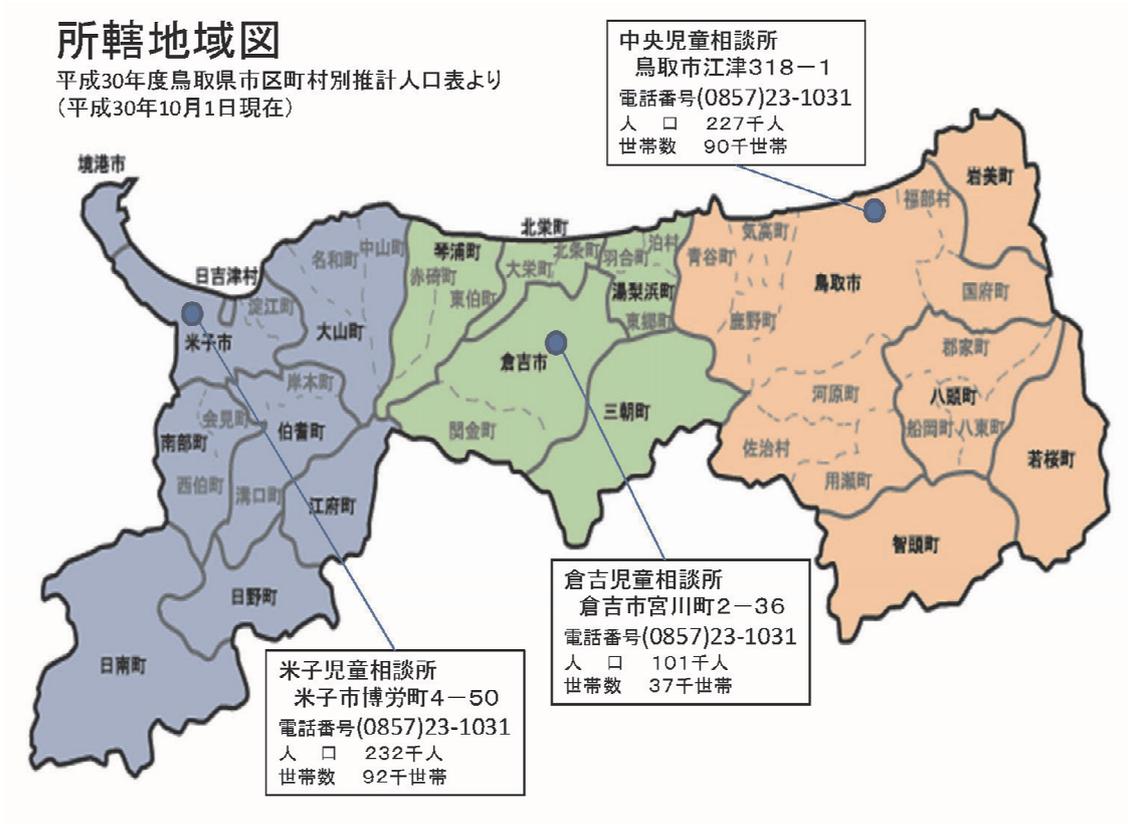


鳥取県

1. 児童相談所の管轄区域



2. 子ども家庭総合支援拠点の設置状況

設置済み (2019年3月現在)	鳥取市、米子市、琴浦町
今後の設置予定	倉吉市、江府町
設置を検討中	境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町

鳥取県鳥取市ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日：平成30年11月6日

1 自治体の概要

① 県内地図（県内の市等の位置）

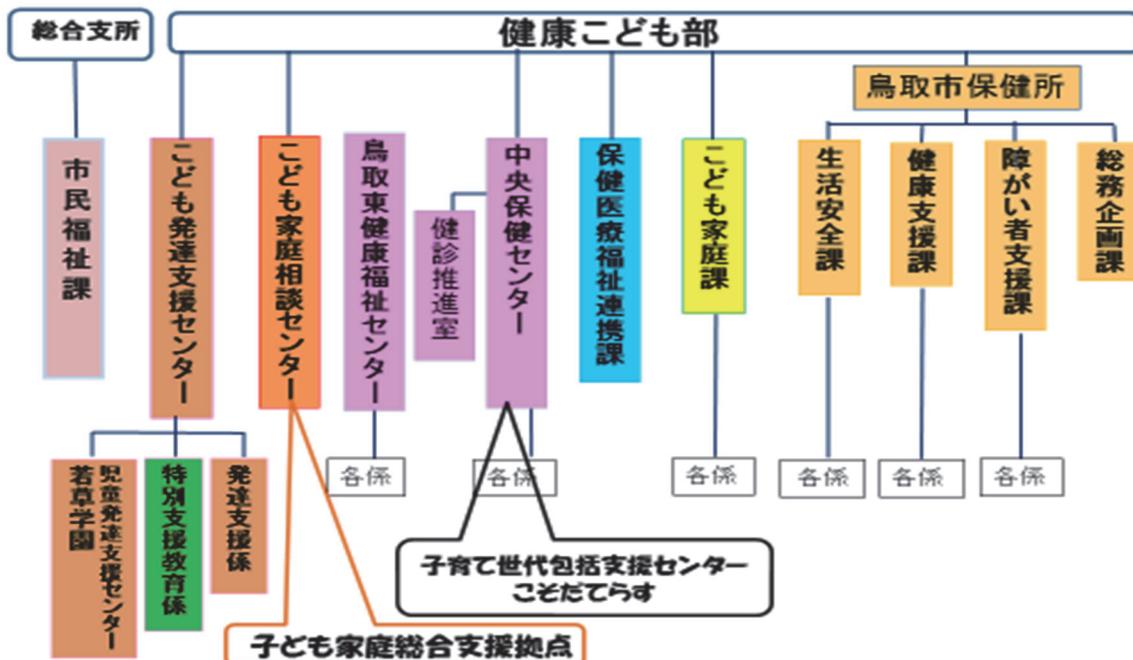


- ② 面積：765.31 平方キロメートル
- ③ 人口：188,369 人（平成30年12月1日現在）
- ④ 児童数：30,336 人（平成30年12月31日現在）
- ⑤ 類型（小規模等）：中規模

2 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

I. 平成30年5月の機構

健康子ども部と総合支所



3 支援拠点としての説明（特徴・機能）

(1) 特徴

ア 児童虐待に係る相談件数等の推移（3年分）

	相談件数	内 虐待として対応	虐待として対応した件数の内訳			
			身体的	心理的	性的	ネグレクト
平成27年度	255	4	3	1	0	0
平成28年度	249	0	0	0	0	0
平成29年度	249	8	0	2	0	6

*平成28年度は新規受け付けケースで虐待として対応した事例は0であった。

*平成29年度は多子世帯（4人きょうだい）1家庭あり。

イ 児童虐待対応として工夫している事項

拠点としての4業務（①実情の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

【鳥取市の特徴】

○子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体的支援

- 1) 特定妊婦を含めたフォロー妊婦の把握と支援が妊娠早期から可能。支援が必要な妊婦は、新生児訪問指導とこんにちは赤ちゃん訪問を子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の職員が2人で家庭訪問を行っている。
- 2) 新生児訪問指導を辞退又は拒否する家庭には、乳児一般健康診査受診票（3～4か月）を持参するという名目で必ず児童の確認をするようにしている。
- 3) 鳥取市は、6か月児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査は集団健診を行っており、子ども家庭総合支援拠点の支援員が健診のスタッフとなり参加しており、不適切な養育や虐待項目に〇がついている子どもには地区担当保健師と共同で相談支援を行っている。
- 4) 乳幼児集団健診の未受診者で地区担当保健師が状況把握できないときは、要対協と共同で児童の状況確認を行っている。
- 5) 妊婦と3歳児までの転入者は、子育て世代包括支援センターに手続きに来るようになっており、フォローが必要な妊婦と養育が心配な保護者の情報が子ども家庭総合支援拠点に入るようになっている。事前に他市町村の要対協から情報提供がある場合もあるが、ない場合は、元の自治体に確認を取り情報提供を受け支援を行っている。

○鳥取県東部の産科医療機関（7箇所）と助産所（2箇所）との情報連絡体制の確立

連絡体制が整っており、タイムリーな情報が入るとともに行政からの情報提供依頼もスムーズで実情の把握が可能となっている。

○鳥取県は児童養護施設、乳児院、自立援助ホーム、里親等の社会的養護と児童家庭支援センター等との連携が充実している。

子育て短期支援事業（ショートステイ）を利用している児童で必要に応じ観察記録の報告がある。また、児童家庭支援センター職員が実務者会議に参加しスーパーバイズが可能となっている。

- ②③④子ども家庭支援と家庭児童相談室の一部機能（家庭児童相談とDV被害者相談支援を含む家庭・婦人相談）を有した子どもに関するあらゆる相談を受ける総合相談の専門の部署である。DV被害者が子どもの母親の場合は家庭・婦人相談員と共に支援を行っている。
- ②妊娠期から子育て期・学齢期から18歳未満の児童へと切れ目のない相談・支援を行い虐待に至らないよう支援している。中でも、子育て世代包括支援センターが3カ所あり、子ども家庭総合支援拠点と一体的に妊産婦と乳幼児を支援しており、通告相談は医療機関からの相談が全体の約32%を占めている。その中でも産科医療機関が9割を占め、何か心配なことがあれば直ぐ医療機関から連絡が入るようなシステムを構築しており、安心して妊娠期を過ごし出産子育てが行えるよう支援している。
- ④産後ケア、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業など保護者の子育て負担を軽減し予防的に支援が行えている。
- ③⑤個別支援会議を平成27年度207回、28年度172回、29年度153回実施しタイムリーな関係機関との情報共有、アセスメント、支援検討を行い日頃から顔の見える関係作りが可能となっている。

(2) 職員配置等（家庭支援員、心理担当、虐待対応専門員）

平成17年度、こども家庭支援室設置当初 事務職2名、保健師1名、非常勤保育士3名
非常勤臨床心理士1名配置→平成19年度から週2日の雇い上げ

平成24年度、妊娠期から妊産婦支援を行うため、精神保健も対応できる助産経験のある非常勤保健師1名を配置

平成26年度、子育て支援のため保育士1名配置

平成28年度、社会福祉士1名配置

平成29年度、虐待対応強化支援員として児童相談所の所長経験がある非常勤心理職1名配置

平成30年度、臨床心理士（任期付職員）1名配置

*相談件数・対応件数の増加と時間外勤務の増加のため職員課に要望。国の交付金・補助金を活用

所長（保健師）

一般行政職3名 {正職員2名と非常勤嘱託職員1名}

保健師2名 {正職員1名と非常勤嘱託職員1名}

保育士3名 {正職員1名と非常勤嘱託職員2名}

社会福祉士1名

心理職3名 {正職員1名と非常勤嘱託職員1名 週2日の雇い上げ1名}

(3) 保健部門との一体性・連携

ア 子育て世代包括支援センターの設置について（有無・年度）

〔3箇所設置〕

平成27年4月 こども発達・家庭支援センター家庭支援係が機能を有し業務を行う。

平成29年4月 中央保健センター内に 子育て世代包括支援センターこそだてらすを設置

平成29年4月 東健康福祉センター地域保健係が機能を有し業務を行う。

イ 一体性・連携についての工夫・具体例

○子育て世代包括支援センターとの一体的支援

《包括支援連絡会》の開催（毎週月曜日 午前9時30分～概ね11時45分頃）

目的：①母子健康手帳交付時の面談・アンケート結果等をもとにフォロー妊婦のピックアップと支援方針の検討を行う。

②転入妊婦や転入乳幼児の面談・妊婦アンケート結果等をもとにフォローが必要な妊婦とリスクの高い児童の把握を行い支援の検討を行う。

メンバー：包括支援センター助産師1名 拠点の保健師2名の計3名

内容：概ね妊婦30人から50人を確認しフォロー妊婦の支援方針の検討を行う。

(4) 児童相談所との連携

要対協の実務者会議を（5月～翌年3月までの）隔月基本第4水曜日 年6回実施しており、児童相談所が関わっている養護と非行の全ケースと市の要体協全ケースを共有し支援方針を確認している。また、2か月分の新規受理ケースを毎回情報共有し確認することでタイムリーに両機関が把握できている。

市が関わっていたケースが一時保護等となった場合、児童相談所の処遇判定会議に参加することがある。

(5) 要保護児童対策地域協議会等との関係

ア 「支援拠点は要対協調整機関を担う」との定めとの関係

鳥取市のこども家庭相談センター（子ども家庭総合支援拠点）は要保護児童対策地域協議会調整機関を担っている。

また、家庭児童相談室の一部（家庭・婦人相談を配置2名）を担っている。

イ 要対協その他関係機関との連携等の具体的工夫

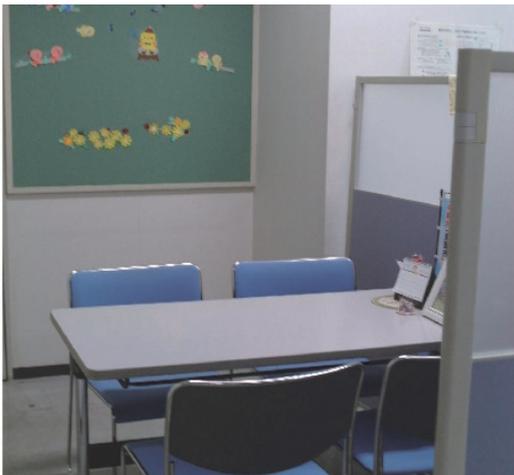
- ・関係機関職員の研修会を年3回実施している。
- ・年度の初めの公私立園長会と市立小中学校校長会で要体協について説明している。
- ・11月虐待防止月間オレンジリボンキャンペーンでは多くの市民が集まる場で要対協関係機関職員が市民啓発を行っている。
- ・鳥取県の社会的養護は先進的と感じている。また、子ども家庭支援センターの職員は児童相談所所長歴を有している方もおり、実務者会議・個別支援会議等でのスーパーバイズが可能となっている。

(6) 相談室、親子交流スペース、事務室等



こども家庭相談センター入口案内

12



こども家庭相談センター相談室

14



4 研究チームからのコメント

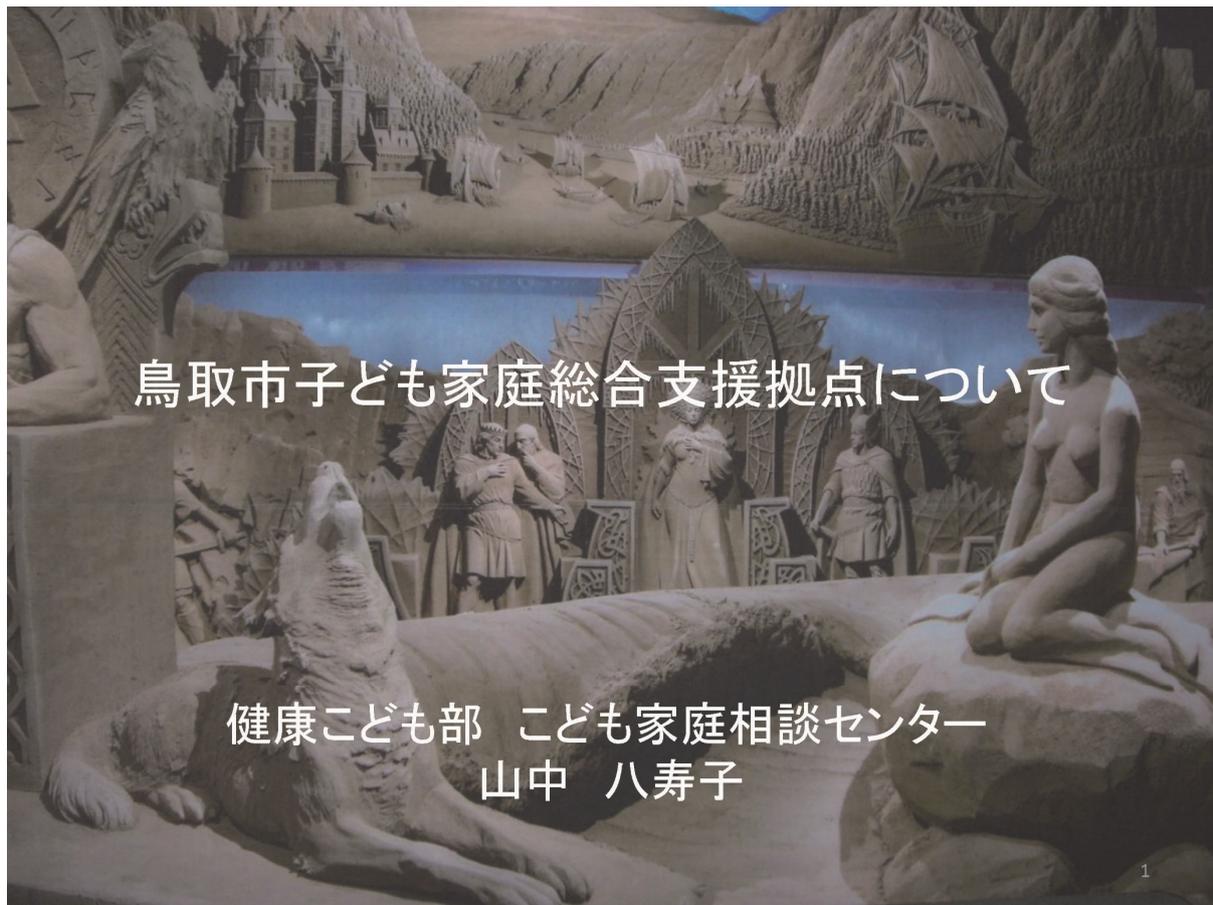
鳥取市の取組みは、人口規模 20 万弱（児童数 3 万人程度）の大きな都市において、保健部門の視点を重視しつつ、支援拠点の運営が行われているといえる。

この点、「子ども家庭総合支援拠点の設置について、先行市町村の取組を学ぶ」と題し、鳥取市子ども家庭相談センター所長 山中八寿子氏から、『子どもの虐待防止対策の推進に向けた取組について』（第 137 回市町村職員を対象とするセミナー：平成 31 年 1 月 29 日）において報告をしてもらったが、鳥取市の取組は全国の自治体の支援拠点整備のモデルとなるものである。

支援拠点は機能設置であることから、その支援拠点のレベルを客観的に図ることは難しいし、支援拠点の整備手法は自治体によって様々である。

その意味で、鳥取市の整備の特徴をあげるとするならば、保健中核型・保健包含型とでも名付けられると考える。すなわち、包括支援センターの整備を中核として、その核を包括支援センターと支援拠点では共有している。相互にチームを組んで一体的に支援していくのである（助産師も入っている。）。その上で、年齢的な側面（高年齢児）と虐待リスクの程度（高程度）の部分については支援拠点に引き継いでいきその部分では教育と連携を強める形となる（参考添付資料参照）。しかし、あくまで妊娠期からの丁寧な関わり（予防）を中核とした体制と運営が一貫してなされるのが特徴である。現在の形を築いてくるまでに平成 17 年度からの歴史があり、現状健康子ども部の中に包括支援センターと支援拠点とその他の子どもに関わる医療、福祉部部署が総合的に連携した組織を形作っている。母子保健部門を中心に支援拠点を整備しようと考えている自治体にとってはどのように体制構築をしていけばよいのか参考になろう。

研究代表 鈴木秀洋



鳥取市子ども家庭総合支援拠点について

健康こども部 こども家庭相談センター
山中 八寿子

1

【本日の内容】

「子ども家庭総合支援拠点の設置について」

- I. 鳥取市の概要と機構
- II. 子育て世代包括支援センターこそだてらす
- III. 子ども家庭総合支援拠点
- IV. 拠点の課題、今後の見通し

2

I、概要と機構

鳥取市の概況

(1)地勢

本市は、鳥取県東北部に位置し、北は日本海に面し、東は岩美町及び一部兵庫県、西は湯梨浜町及び三朝町、南は八頭町、智頭町及び一部岡山県に接し、県庁所在都市として鳥取県東部広域圏の中心をなしています。面積は765.31平方キロメートルで、山陰最大の都市となりました。

また、四季のうつろいが実感できる比較的温暖な気候で、千代川により形成された鳥取平野を中心に広がり、海、山、川、池など多くの自然に囲まれています。

岡山、姫路からは100km、神戸、大阪、京都からは150kmの圏域にあります。

(2)人口、世帯

人口 188,369人（男 90,786人、女 97,583人）（18歳未満人口 30,336人・平成30年12月末現在）
世帯数 79,959世帯 （注）平成30年12月1日現在の人口

(3)出生数
平成25年 1,631人
平成26年 1,644人
平成27年 1,637人
平成28年 1,579人
平成29年 1,420人

(4)出生率
平成25年 人口千対 8.4（県 8.3 全国 8.2）
平成26年 人口千対 8.4（県 7.9 全国 8.0）
平成27年 人口千対 8.5（県 8.1 全国 8.0）
平成28年 人口千対 8.2（県 7.8 全国 7.8）

(5)合計特殊出生率
平成25年 1.55（県 1.62 全国 1.43）
平成26年 1.60（県 1.60 全国 1.42）
平成27年 1.66（県 1.65 全国 1.45）
平成28年 1.59（県 1.60 全国 1.44）

3

機構等の変遷

平成16年11月

1市8町が合併・・・○『中央保健センター』と8総合支所の『市民福祉課』で保健事業を展開。保健事業の中で児童虐待対応も行っていった。

○『こども家庭課』（旧 児童家庭課）において家庭児童相談を実施

平成17年4月・・・○中央保健センター課内室として『こども家庭支援室』設置

児童家庭相談援助と要保護児童対応

平成24年4月・・・○『こども発達・家庭支援センター』として新設

家庭支援係 ・発達支援係 ・児童発達支援センター若草学園
児童家庭相談支援、虐待防止と児童の発達支援も併せて行う

平成25年4月・・・○『鳥取東健康福祉センター』新設

平成27年4月・・・○子育て世代包括支援センターの機能を有す

『こども発達・家庭支援センター』

平成29年4月・・・○子育て世代包括支援センター「こそだてらす」を設置

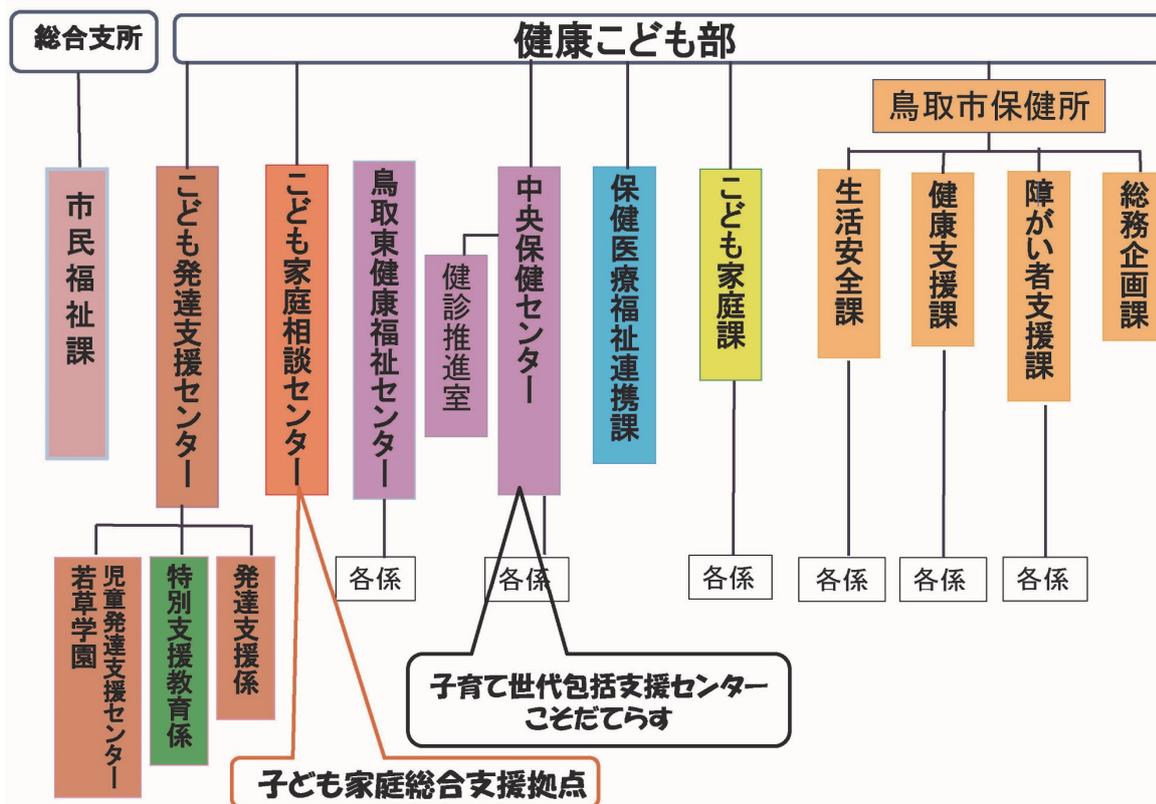
『中央保健センター内』

平成30年4月・・・○子ども家庭総合支援拠点の整備

『こども家庭相談センター』

4

健康こども部と総合支所



中央保健センター

所長(一般行政職) ← 健康こども部統括保健師

<予防係>... 7名

一般行政職 4名

看護師 1名 {非常勤嘱託職員} 事務職 2名 {非常勤嘱託職員}

利用者支援事業

(母子保健型)専任助産師

<母子保健係>... 14名

保健師 10名 {正職員8名と非常勤嘱託職員 2名}

助産師 1名 {非常勤嘱託職員}

歯科衛生士 1名

看護師 1名 {非常勤嘱託職員}

臨床心理士 1名

<成人保健係>... 10名

保健師 7名 {正職員6名と非常勤嘱託職員 1名}

看護師 2名 {非常勤嘱託職員}

歯科衛生士 1名 {非常勤嘱託職員}

<食育推進係>... 5名

栄養士 5名

こども家庭相談センター

所長（保健師）

こども支援グループ 12名

一般行政職3名 {正職員2名と非常勤嘱託職員1名}

保健師2名 {正職員1名と非常勤嘱託職員1名}

保育士3名 {正職員1名と非常勤嘱託職員2名}

社会福祉士1名

心理職3名 {正職員1名と非常勤嘱託職員1名 週2日の雇い上げ1名}

利用者支援事業
(母子保健型)専任保健師

女性支援グループ 2名

家庭・婦人相談員1名 {保育士 非常勤嘱託職員1名}

家庭・婦人相談員1名 {相談業務 非常勤嘱託職員1名}

7

鳥取東健康福祉センター

所長（保健師）

地域保健係 11名

保健師7名 {正職員7名}

栄養士1名 {正職員1名}

看護師1名 {非常勤嘱託職員1名}

一般行政職2名 {正職1名 非常勤嘱託職員1名}

8

児童福祉法・児童虐待防止法、母子保健法等による 妊娠期からの子育て支援

平成12年11月施行・・・児童虐待の防止等に関する法律・・・児童虐待の定義と住民の通告義務
保健センターにおいて虐待を受けた児童の対応をしていた

平成16年10月以降順次施行・・・児童虐待防止法・児童福祉法の改正
中央保健センターこども家庭支援室において児童家庭相談援助と要保護児童の通告相談受理と支援
妊娠期から特に支援が必要な妊婦や、出産後支援が必要と思われる産婦のサポートを保健センター等の地区担当保健師と共に支援を実施

*この当時は、母子健康手帳交付時面談はしていたが、アンケートによる全妊婦の状況把握は行っていなかった。

平成17年4月 中央保健センターこども家庭支援室において児童家庭相談と要保護児童の通告相談受理と支援を実施

平成21年4月施行・・・児童福祉法の改正・・・乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業の法定化、努力義務化
要保護児童対策地域協議会の機能強化(要支援児童と特定妊婦も対象)

平成23年2月 早期母子支援事業開始・・・母子健康手帳交付時に**全ての妊婦にアンケートを実施**
妊娠に対する思い、精神面の状態や経済・支援者の有無等の状況を把握し、妊娠中や出産後においても支援が必要と思われる妊産婦と子育て期の親へのサポートを開始。

平成26年8月 **【妊娠・出産包括支援モデル事業】**・・・国のモデル事業
目的：妊産婦等の多様な支援ニーズに応じ、妊娠から出産、子育て期までの切れ目ない支援を行う。
①母子保健コーディネーターを配置し必要な支援につなぐ母子保健相談支援事業
②妊産婦の孤立感の解消を図るために相談支援を行う産前・産後サポート事業
③産科医療機関からの退院直後の母子への心身のケアや育児サポートなどを行う産後ケア事業

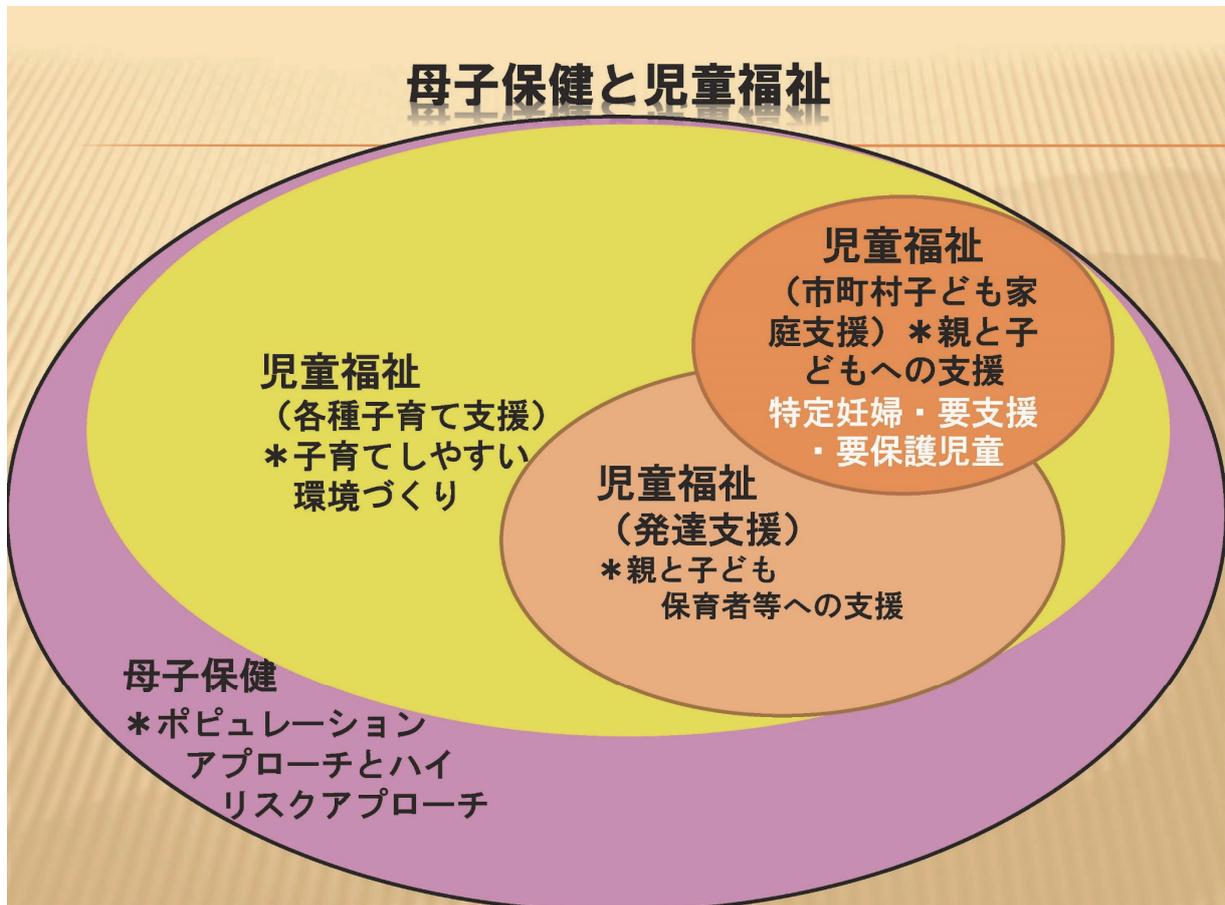
平成27年4月 こども発達・家庭支援センターが子育て世代包括支援センターの機能を有して業務を行う。

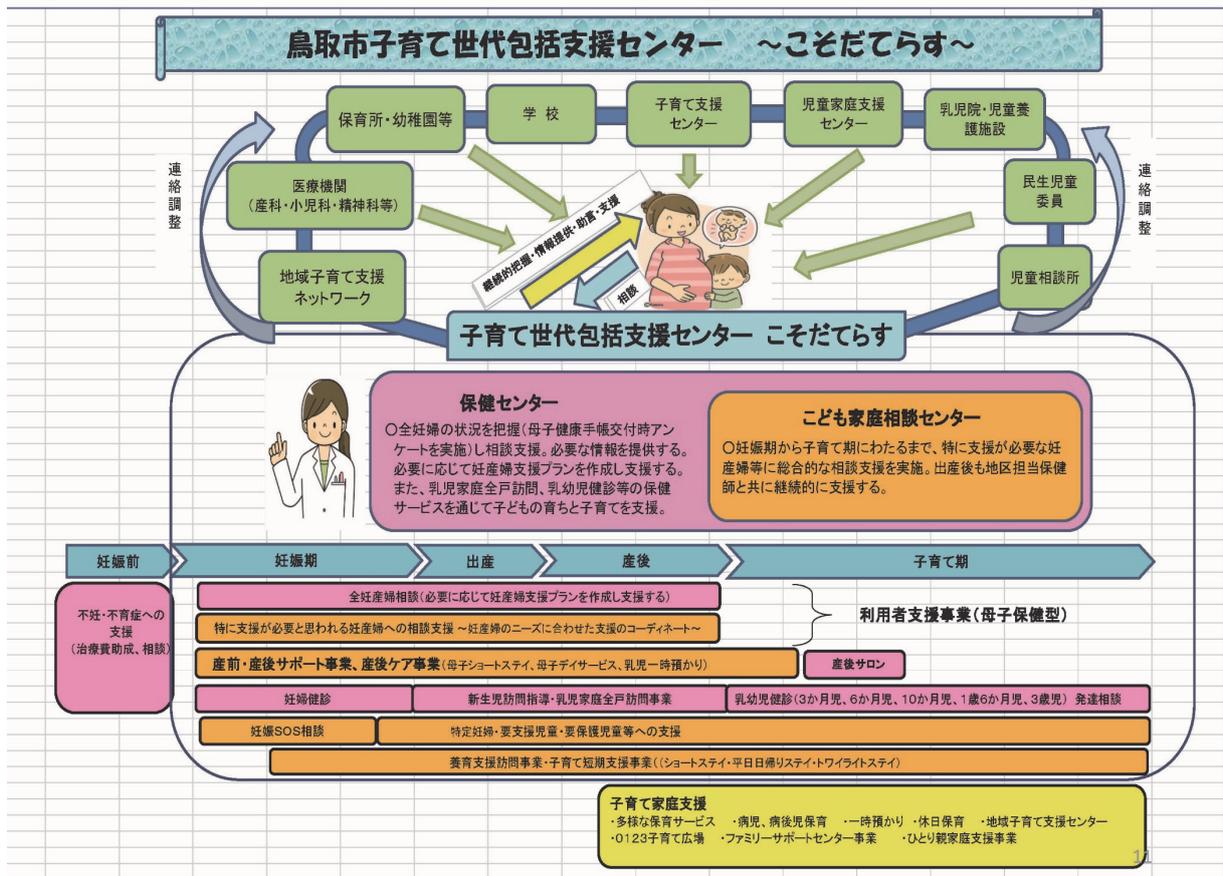
平成28年6月 児童福祉法・母子保健法・児童虐待防止法の改正

平成29年4月 子育て世代包括支援センター「こそだてらす」を設置

平成30年4月 「子ども家庭総合支援拠点」を整備

9





II. 子育て世代包括支援センターこそだてらす 《妊娠期から子育て期(乳幼児期)までの切れ目ない相談支援》

1. 利用者支援事業(母子保健型)

- ・主に妊産婦及び乳幼児を対象に、実情の把握、妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整行う。

2. 妊娠・出産包括支援事業

- ① 産前・産後サポート事業・・・電話・訪問等による相談支援
産後サロン

3. 母子保健事業・発達相談

フォローが必要な乳幼児の保護者への保健指導

4. 予防接種事業

5. 地域子育て支援ネットワーク

6. 保健指導・子育て支援

特定妊婦・要支援児童・要保護児童等と家庭への支援
・電話や家庭訪問、医療機関訪問等で相談支援

7. 子育て相談ダイヤル

* こども家庭相談センターと共同

1. 利用者支援事業(母子保健型)

妊娠初期から子育て期にわたり、妊娠の届け出等の機会に得た情報を基に、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要に応じて個別に支援プランを策定し、保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関等のコーディネートを行い切れ目のない支援を行う。

- 1) 妊産婦・乳幼児等の実情を把握すること
- 2) 妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと
- 3) 必要に応じて、妊産婦相談支援計画を策定・・鳥取市は妊婦の27.4%に作成(平成29年度 妊婦1566人に対し429人に作成)
- 4) 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行い支援のコーディネートを行う。(主に児童福祉部署が行い地区担当保健師と共同で支援)

妊産婦等にきめ細かい支援を継続的に提供し、安心して妊娠・出産・子育てが行えるよう支援する。

13

1 利用者支援事業(母子保健型) = 子育て世代包括支援センター

- ① 母子健康手帳交付時にアンケートを実施
全ての妊婦の状況を把握し相談を受ける。(必要に応じてこども家庭相談センターの相談員も相談を受ける)
- ② 包括支援センター連絡会(毎月曜日、こそだてらすと支援拠点の助産師、保健師がアンケート等を基にフォロー妊婦のピックアップと支援方針を検討)
- ③ 支援が必要な妊婦の「妊産婦相談支援計画」を作成し支援のコーディネートを行う
- ④ フォローが必要と思われる妊婦へ妊娠8か月頃電話相談

～以下はこども家庭相談センター(主担)と地区担当保健師共同～

- ⑤ 産科医療機関への情報提供依頼と支援依頼
- ⑥ 出産後、特定妊婦は病院へ訪問⇒新生児訪問(地区担当保健師と同伴)
- ⑦ 支援が必要な産婦の継続支援(家庭訪問、来所相談、電話相談)
行政の関係部署や外部関係機関(医療機関、児童相談所、乳児院、児童養護施設、児童家庭支援センター等)のコーディネートを行う。

～特定妊婦は概ね6か月児健康診査までは地区担当保健師と共同で支援～

順調な発育発達、適切な養育の場合は、母子保健が主担となり地区担当保健師が関わる。

14

1. 利用者支援事業
《妊婦アンケート》

妊娠おめでとうございます。

鳥取市では、お答えいただいた内容をもとに安心して妊娠・出産・育児がおこなえるようお手伝いしていきたいと考えております。差支えない範囲で、以下の質問にお答えください。なお、ご記入いただいた内容は個人情報として取り扱い、プライバシーを保護します。

(記入者氏名

) 受付日

No.

このような質問項目です

1. 妊娠が分かった時の気持ち
2. 今のこころの状態
3. 今までにこころの問題で、カウンセラーやこころの専門医師に相談したことがあるか、あれば状況
4. 保険証の有無
5. 生活が苦しかったり、経済的な不安があるか
6. パートナーにうち明けること(相談)ができるか
7. パートナー以外にも相談できる人がいるか、いれば誰か
8. 分娩の際や産後に支援、協力してくれる人がいるか、いれば誰か
9. 出産後の子育ての不安があるか、あればその内容
(現在お子さんをお持ちの方に伺います)
10. 育児上の心配や不安があるか、あればその内容
11. 今の気持ちや生まれてくる子への思いや不安

*安心して出産育児を迎えていただけるよう、妊娠中に助産師、保健師等から電話をさせていただく場合があります。
・希望される方は○をしてください。 妊娠中の電話を希望する

面接担当者()

15

1. 利用者支援事業
《妊産婦相談
支援計画》

鳥取市妊産婦相談支援計画票						
妊産婦	氏名	年齢		歳	地区	()
	出産予定日	平成	年 月 日	母子手帳番号 母子手帳交付時の 通数	妊娠 週	
アセスメント(母子手帳交付時または初回相談を受けたとき) ※該当する□に✓し、状況を記載。						
質問票						
1	<input type="checkbox"/>	望まない妊娠である				
2	<input type="checkbox"/>	母自身に体調の不良やこころの不安定さがある				
3	<input type="checkbox"/>	精神疾患の既往がある				
4.5	<input type="checkbox"/>	経済的な不安がある				
6	<input type="checkbox"/>	パートナーとの関係が良くない				
7	<input type="checkbox"/>	パートナー以外、相談者がいない				
8	<input type="checkbox"/>	家族などから支援が受けられない				
9.10	<input type="checkbox"/>	出産・育児に対する不安が強い				
	<input type="checkbox"/>	若年(10代)妊婦である				
	<input type="checkbox"/>	シングルである				
	<input type="checkbox"/>	その他				
	()
目標(妊娠～分娩)		立案日 年 月 日				
妊娠期の支援計画						
	<input type="checkbox"/>	妊娠期の電話				
	<input type="checkbox"/>	妊娠期の訪問				
	<input type="checkbox"/>	その他				
		()				
実施した支援		実施日 年 月 日				
	<input type="checkbox"/>	妊娠期の電話				
	<input type="checkbox"/>	妊娠期の訪問				
	<input type="checkbox"/>	その他				

16

2. 妊娠・出産包括支援事業

① 産前・産後サポート事業……地域の実情に応じて実施

目的：助産師、保健師等の専門家による妊産婦等の悩みや子育てに関する相談支援により家庭や地域での孤立感の解消を図ることを目的とする。

対象者：身近に相談できる者がいないことなど、支援を受けることが適当と考えられる妊産婦等

1) 電話や家庭訪問による相談支援

妊産婦の悩みや乳幼児の発育・発達・養育等の相談

2) 産後サロン

生後2か月～7か月までの母子

* こども家庭相談センターと共同

17

産後サロン～ひだまりサロン～

目的：産後間もない母親と赤ちゃんが交流する場をつくり、子育ての不安解消及び育児支援を行う

対象：中央地域で出生した母親と赤ちゃん
(第1子7か月まで)

スタッフ：助産師、保健師、子育てボランティア

回数：12回(毎月1回)

内容：計測、育児相談、母親同士の交流、ふれあい遊び

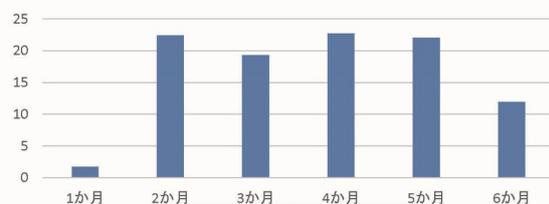
【平成29年度 参加者】

実：140組 延：295組

核家族：91.4% 実家が市外：30.7%

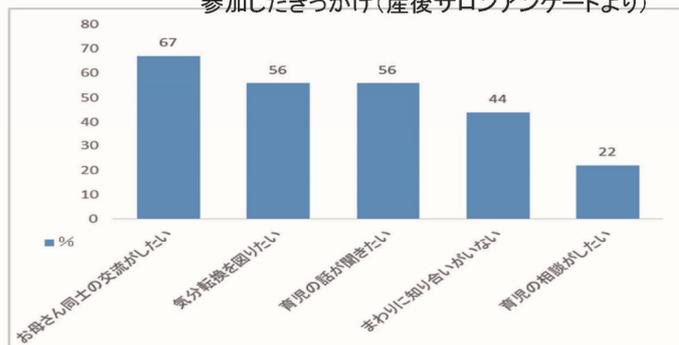
要支援者：25組

参加者の月例(延) %

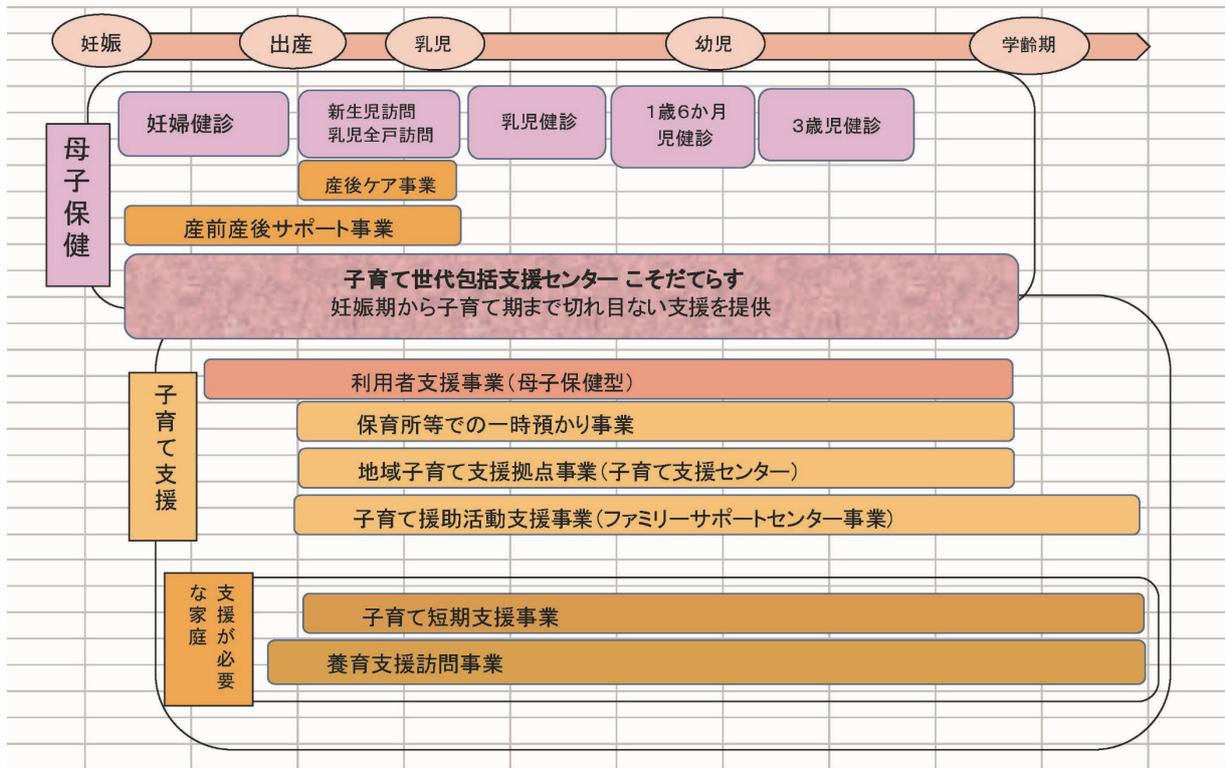


満 1か月	1.7
満 2か月	22.4
満 3か月	19.3
満 4か月	22.7
満 5か月	22
満 6か月	11.9
%	100

参加したきっかけ(産後サロンアンケートより)



鳥取市における母子保健施策と子育て支援施策の概要



Ⅲ. こども家庭相談センター(子ども家庭総合支援拠点)

《妊娠期から子育て期・学齢期から18歳未満の児童とその家族への切れ目ない相談支援》

1. 子ども家庭支援

子ども及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、家庭からの相談・必要な情報収集、調査及び指導を行う。並びにこれらに付随する業務を行う。また必要な支援を行う。

(1) 利用者支援事業(母子保健型)・・・子育て世代包括支援センター

・特に支援が必要な妊産婦及び乳幼児・学齢期、18歳未満の児童を対象に、地域の保健医療又は福祉・NPO法人等関係機関との連絡調整、相談支援を行い子ども虐待の防止を図る。

(2) 妊娠・出産包括支援事業

① 産前・産後サポート事業・・・〇電話・訪問等による相談支援(アウトリーチ型)

② 産後ケア事業・・・〇電話・訪問等による相談支援(アウトリーチ型)

○生後3か月までの母子ショートステイ(宿泊型)

○生後4か月までの母子デイサービス(個人)と乳児一時預かり[ママゆったり]

(3) 子育て相談ダイヤル

(4) 母子保健事業と連携(新生児訪問、乳幼児健康診査)

(5) らくだクラブ(親と子の健やか推進事業)

(6) 子育て支援事業

1) 養育支援訪問事業(家庭訪問、カウンセリング)

2) 子育て短期支援事業(ショートステイ、平日日帰りステイ、トワイライトステイ)

(7) 特定妊婦・要支援児童・要保護児童と家族への支援

・電話や訪問等で相談支援

2. 要保護児童等の通告相談受理と対応

3. 要保護児童対策地域協議会(調整機関)の運営

4. 妊娠SOS相談

5. 子ども家庭相談・支援、婦人相談・支援

6. DV被害者相談・支援

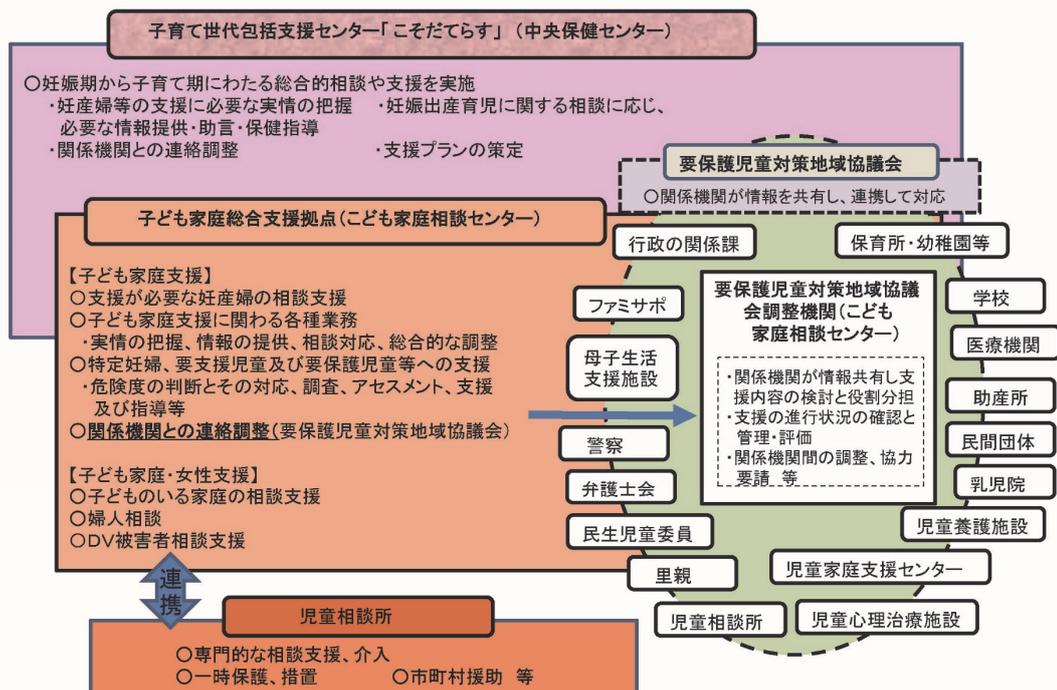
*こそだてらす・地区担当保健師と共同

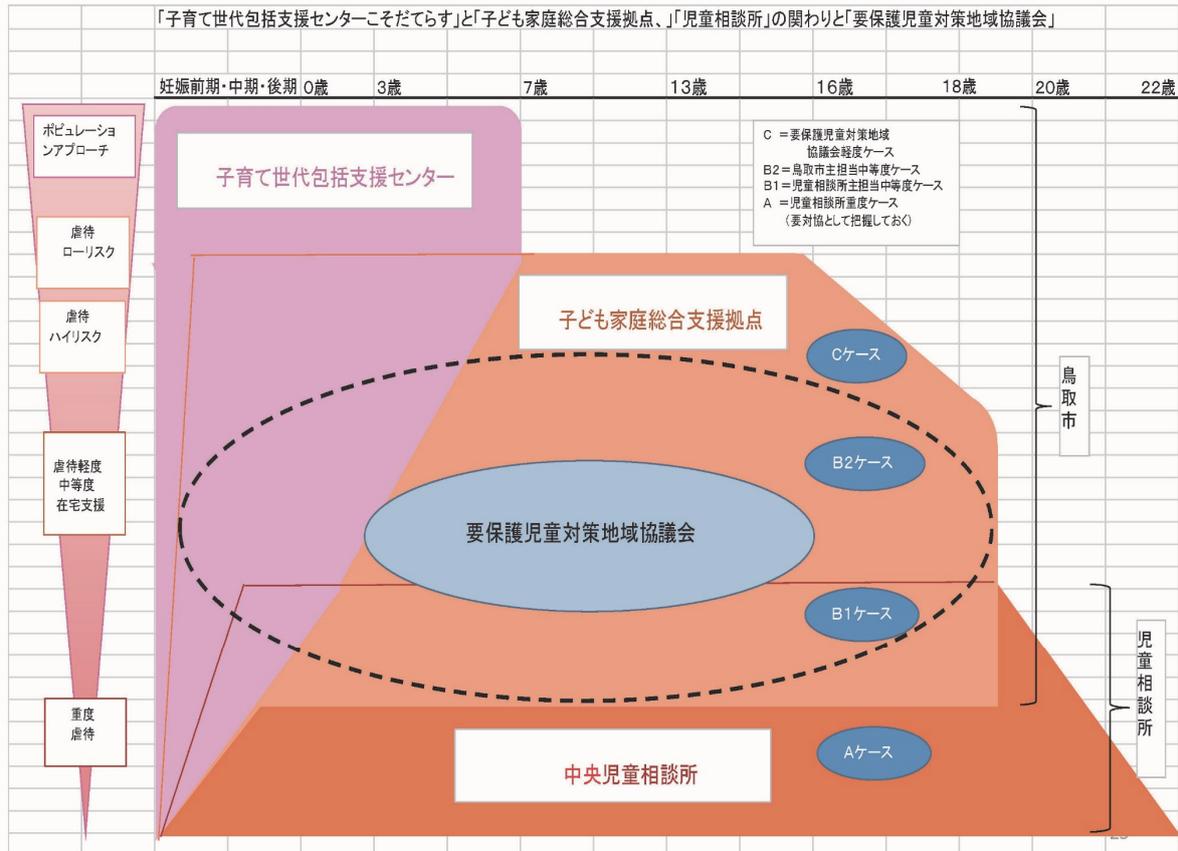
22

利用者支援事業、子育て支援事業、発達相談

年度	・ダイアル ・乳幼児健診 時子育て相談	妊娠・出産包括支援事業 利用者支援事業 (母子保健型)	妊娠・出産包括支援事業 [産後ケア]	子育て短期支援事業	妊娠SOS 相談	発達相談・ 発達検査
25 年度	ダイアル 187 乳幼児健診 303	全妊婦相談 1,680 フォロー妊婦 308 (特定妊婦 42)		ショートステイ 481日 トワイライトステイ 133日	20	1,324
26 年度	ダイアル 198 乳幼児健診 285	全妊婦相談 1,679 フォロー妊婦 338 (特定妊婦 40)	乳児一時預かり 20件 母子ショート 1組	ショートステイ 631日 トワイライトステイ 91日	14	1,576
27 年度	ダイアル 240 乳幼児健診 476	全妊婦相談 1,660 フォロー妊婦 342 (特定妊婦 87)	乳児一時預かり 58件 母子ショート 3組	ショートステイ 667日 トワイライトステイ 91日	11	1,536
28 年度	ダイアル 197 乳幼児健診 340	全妊婦相談 1,529 フォロー妊婦 244 (特定妊婦 52)	乳児一時預かり 44件 母子ショート 14組	ショートステイ 730日 トワイライトステイ 229日	22	1,673
29 年度	ダイアル 201 乳幼児健診 140	全妊婦相談 1,566 フォロー妊婦 429 (要支援 157 内 特定妊婦 74)	乳児一時預かり 60件 母子ショート 10組 母子デイサービス 18組	ショートステイ 717日 トワイライトステイ 218日 平日日帰りステイ 108日	7	1,792

子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点





Ⅲ. こども家庭相談センター(子ども家庭総合支援拠点)職員配置状況

平成28年6月 改正児童福祉法

市区町村は全ての子どもの権利を擁護するため、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいく ソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点(市区町村子ども家庭総合支援拠点)の設置に努めるものとする。(児童福祉法10条の2)

○支援拠点は、人口規模に応じた職員配置が必要であり、鳥取市は中規模となる。

中規模型(中規模支部)：児童人口概ね2.7万人以上7.2万人未満 (総人口約17万人以上約45万人未満)

鳥取市：児童人口 約3万人 総人口約19万人

《職員配置》

鳥取市は中規模型で常時計6名以上の専門職の配置が必要

①子ども家庭支援員

資格等…社会福祉士、精神保健福祉士、医師、保健師、保育士等 ⇒ 常時3名(1名は非常勤形態でも可)

②心理担当支援員

資格等…大学や大学院において心理学を専修する学科又はこれに相当する過程を修めて卒業した者 ⇒ 常時1名(非常勤形態でも可)

③虐待対応専門員

資格等…社会福祉士、精神保健福祉士、医師、保健師等 ⇒ 常時2名(非常勤形態でも可)

支援員等	平成29年度	平成30年度
①子ども家庭支援員 常時3名 (1名は非常勤可)	常勤社会福祉士 1名 常勤保育士 1名 非常勤保育士 1名 非常勤保育士 1名	常勤社会福祉士 1名 常勤保育士 1名 非常勤保育士 1名 非常勤保育士 1名
②心理担当支援員 常時1名 (非常勤可)	非常勤心理職 1名	常勤心理職 1名 非常勤心理職 1名
③虐待対応専門員 常時2名 (非常勤可)	常勤保健師 1名 非常勤保健師 1名 常勤保健師 1名	常勤保健師 1名 非常勤保健師 1名 常勤保健師 1名

26

2. 要保護児童等相談・通告受理件数の推移

経路	児童相談所	保健センター	福祉事務所他	保育園	医療機関	学校	民生児童委員	家族親族	近隣知人	その他	合計
H24年度	18	27	19	7	45	13	3	16	6	9	163
H25年度	19	39	26	21	40	27	3	36	16	11	238
H26年度	43	37	33	12	66	34	0	35	7	12	279
H27年度	21	30	26	9	70	41	0	34	10	14	255
H28年度	16	27	30	18	70	36	0	30	12	10	249
H29年度	27	34	33	10	75	23	0	33	1	13	249

産婦人科からの相談が9割以上を占める

27

3. 鳥取市要保護児童対策地域協議会

○要保護児童対策地域協議会とは

虐待を受けている子どもやさまざまな問題を抱えている要保護児童等の早期発見や適切な支援等を行うために、必要な情報を共有し支援内容の検討を協議し、関係機関の連携と協力のもと適切な支援を行い、もって児童の福祉の向上を図ることを目的に設置された法定協議会。

○対象者

1. 要保護児童等

- (1) 要保護児童・・・保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童及びその保護者
- (2) 要支援児童・・・保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及びその保護者(子育てに対し強い不安や孤立感などを抱える家庭・不適切な養育状態にある家庭の児童)
- (3) 特定妊婦・・・出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦(望まない妊娠、若年妊婦、精神疾患を有するなどの事情を有する妊婦)

2. 非行児童

3. 障がい児

3. 要保護児童対策地域協議会は三層構造

《個別支援会議》

通告や相談を受けたケースの今後の支援を検討する会議。平成29年度は153回実施。
直接ケースに関わる機関が集まり、要保護児童等の状況把握や問題点の確認を行い適切な支援に向けての検討と役割分担を行う。

参加機関：直接ケースに関わる機関や関わる可能性のある機関の担当者

《実務者会議》

実際に活動する実務者で構成する協議会の主体となる会議。平成29年度は6回実施。

- ・2か月に1回の定期的な確認（児童相談所の養護ケースと非行ケースの共有・ランク確認。
鳥取市要保護児童対策地域協議会ケースの共有・ランクの確認）
- ・要保護児童等の支援の創造・検討を行う。

参加機関：児童相談所、学校教育課生徒指導係、子ども家庭支援センター希望館、当センターの4機関

《代表者会議》

機関や組織の代表、管理職などで構成され基本的に1年1回実施。
協議会活動への理解を深め、認識を高めることで、実務者が活発に活動できる環境作りを推進する。

- ・昨年度の事業のまとめと評価を報告し協議する。
- ・市民啓発・研修等の在り方の協議

参加機関：22の関係機関・部署の代表者

29

平成30年度鳥取市要保護児童対策地域協議会実務者会議

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実務者会議		5/23 (水) 児相		7/26 (水) 市		9/26 (水) 市 (予定児相)		11/28 (水) 市		1/23 (水) 児相		3/20 (水) 市
【1部】 市と児相						過年分①				過年分②		過年分
		新規児相ケ ースと新規 市ケース						現年分				現年分
								困難事例 協議				Ⅱ 次年度へ
【2部】 市と児相 と市教委										小・中学校 移行支援 ケースの確認		
【2部】 4機関		児相、市、希望館 の事例		新規相談 (4～7月) 困難事例		新規相談 (7～9月)		新規相談 (9～11月)		新規相談 (11～1月) 希望館の事例		新規相談 (1～3月)
市と児相 事前協議				7月13日	8月20日		10月10日		12月21日			

- 鳥取市子ども家庭総合支援拠点（こども家庭相談センター）
- 鳥取県児童相談所（中央児童相談所）
- 鳥取市教育委員会（学校教育課生徒指導係）
- 児童家庭支援センター（子ども家庭支援センター希望館）

30

要保護児童対策地域協議会

(会議とケース数)

平成25年度	個別支援会議	197回	実務者会議	6回	代表者会	1回
平成26年度	個別支援会議	193回	実務者会議	6回	代表者会	1回
平成27年度	個別支援会議	207回	実務者会議	6回	代表者会	1回
平成28年度	個別支援会議	172回	実務者会議	7回	代表者会	1回
平成29年度	個別支援会議	153回	実務者会議	6回	代表者会	1回

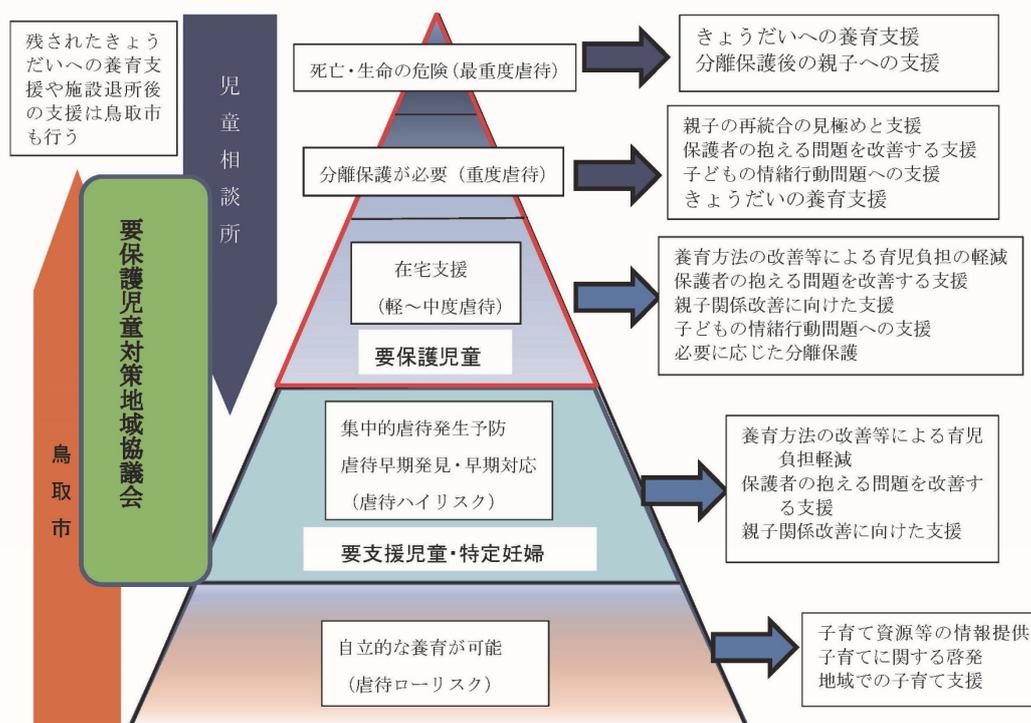
{鳥取市要対協関連集計}

	H26年3月末時点	H27年3月末	H28年3月末	H29年3月末	H30年3月末
要対協ケース	368ケース	399ケース	324ケース	351ケース	369ケース
A 施設入所	16ケース	11ケース	8ケース	10ケース	7ケース
B1 児相主体	44ケース	60ケース	32ケース	50ケース	50ケース
B2 要対協主体	75ケース	111ケース	153ケース	138ケース	95ケース
C 要対協	233ケース	217ケース	131ケース	153ケース	217ケース

【ケース分類の目的】

支援の継続性の確保と主たる進行管理の責任の所在の明確化

虐待の重症度等と対応内容及び児童相談所と市町村・要保護児童対策地域協議会の関わりと役割



IV. 拠点の課題及び今後の見通し

【課題】

- ・ 平成23年2月から全妊婦の状況を把握し、特に支援が必要な妊産婦と乳幼児への支援は、当センターが主担当になり、必要に応じ地区担当保健師と共に支援を行っていたが、平成29年度から全妊婦とフォロー妊婦は地区担当保健師が主に担当し特定妊婦は当センターが主担となり、共同で相談支援を行っている。新任期の保健師へのスキルアップを図っているところである。

また、妊産婦への相談支援に関しては母子保健(地区担当保健師)と児童福祉(こども家庭相談センタースタッフ)のきめ細かな情報共有が必要。

- ・ 専門職の継続的配置とスキルの担保

【今後の展望】

- ・ 2020年度、駅南庁舎に、鳥取市保健所と中央保健センター等の健康づくりと妊娠期から子育て期、学齢期から18歳未満の児童へと切れ目のない相談支援を一体的に行う「子育て世代包括支援センターこそだてらす」と子ども家庭支援や子ども発達支援を行う部署を同じフロアーに配置し、「健康づくりと子育て支援の総合拠点」を整備する予定。

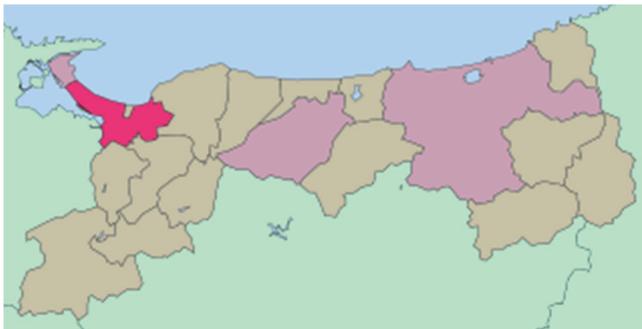
鳥取県米子市ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日：平成 31 年 2 月 20 日

鳥取県米子市

1 自治体の概要

① 県内地図（県内の市等の位置）



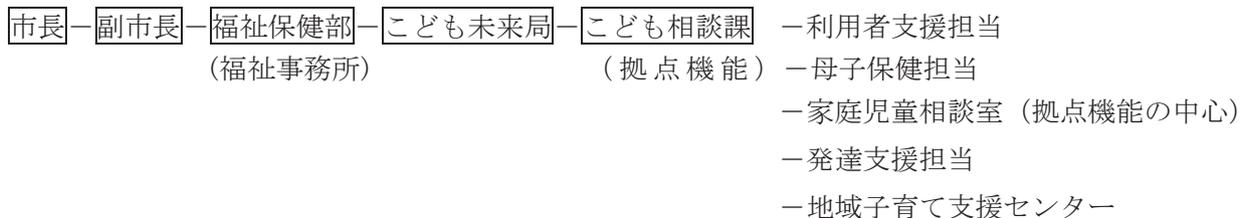
② 面積：132.42 平方キロメートル

③ 人口：148,524 人（平成 30 年 12 月 31 日現在）

④ 児童数：24,474 人（平成 30 年 12 月 31 日現在 18 歳未満）

⑤ 類型（小規模等）：小規模 C 型

2 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）



※別添米子市行政機構図及び子育て世代包括支援体制図参照

3 支援拠点としての説明（特徴・機能）

(1) 特徴

ア 児童虐待に係る相談件数等の推移（3年分）

H27年度 30件

H28年度 27件

H29年度 56件

イ 児童虐待対応として工夫している事項

拠点としての4業務（①実情の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

家庭児童相談室を拠点機能の中心として、要保護児童地域対策協議会の調整機関、利用者支援事業（基本型及び母子保健型）、地域子育て支援拠点（子育て支援センター）等の機能を有する包括的な相談支援体制をとっている。また、同一部局内の連携だけでなく、拠点の職員は教育部門（学校教育課）を兼務する体制をとることにより教育分野とも連携を図っている。

(2) 職員配置等（家庭支援員、心理担当、虐待対応専門員）

<家庭児童相談室> 8名

正職 室長1名、一般事務(社会福祉主事補職発令)2名、社会福祉主事1名

非常勤 家庭相談員3名 婦人相談員1名

※室長を含む正職員は、一般事務職の中で社会福祉主事の資格を有する職員を配置するよう人事部門に働きかけている。(社会福祉主事は、近年福祉部門の専門職として採用し始めたが、配置は必ずしも家庭児童相談室ではなく、福祉部門のいずれかに配置される。)

※他係職員に、利用者支援員、保健師、臨床心理士、教員等の専門職もあり、必要に応じて連携している。

(3) 保健部門との一体性・連携

ア 子育て世代包括支援センターの設置について（有無・年度）

有（機能として） 平成30年度

イ 一体性・連携についての工夫・具体例

子育て世代包括支援センター機能は、同一の施設の同一フロアに配置されている健康管理部門（健康対策課）の母子保健業務を共管とすることで一体的に担う。

(4) 児童相談所との連携

実務者会議・個別ケース会議等により、定期的及び必要に応じて情報共有・連絡調整を行い、連携を図っているが、役割分担や責任の所在が必ずしも明確になっておらず、その都度確認しながら対応している。

(5) 要保護児童対策地域協議会等との関係

ア 「支援拠点は要対協調整機関を担う」との定めとの関係

要対協調整機関を担っていた家庭児童相談室が、米子市が整備した子育て世代包括支援体制の中で、支援拠点機能の中核となっている。

イ 要対協その他関係機関との連携等の具体的工夫

家庭児童相談室が要対協調整機関であり、以前より連携の中心的役割を担っている。

(6) 相談室、親子交流スペース、事務室等

<相談室>※保健部門の相談室と共用



<親子交流スペース>※保健部門のスペースだが、活用可能。また、階下のフロアーに地域子育て支援センターも有している。



<事務室>



4 研究チームからのコメント

28年改正以前から支援拠点の業務としてあげられる4つの業務は、「こども相談課」（平成30年度以前は、「家庭児童相談室」・「家庭児童相談室所管課」）で従前から担ってきており、国基準の支援拠点整備を新たに目指したのではないとのことである。その言葉のとおり、従前の子どもにかかる相談とケースワークをこれまでどおり着実にやっている様子が伺われた。

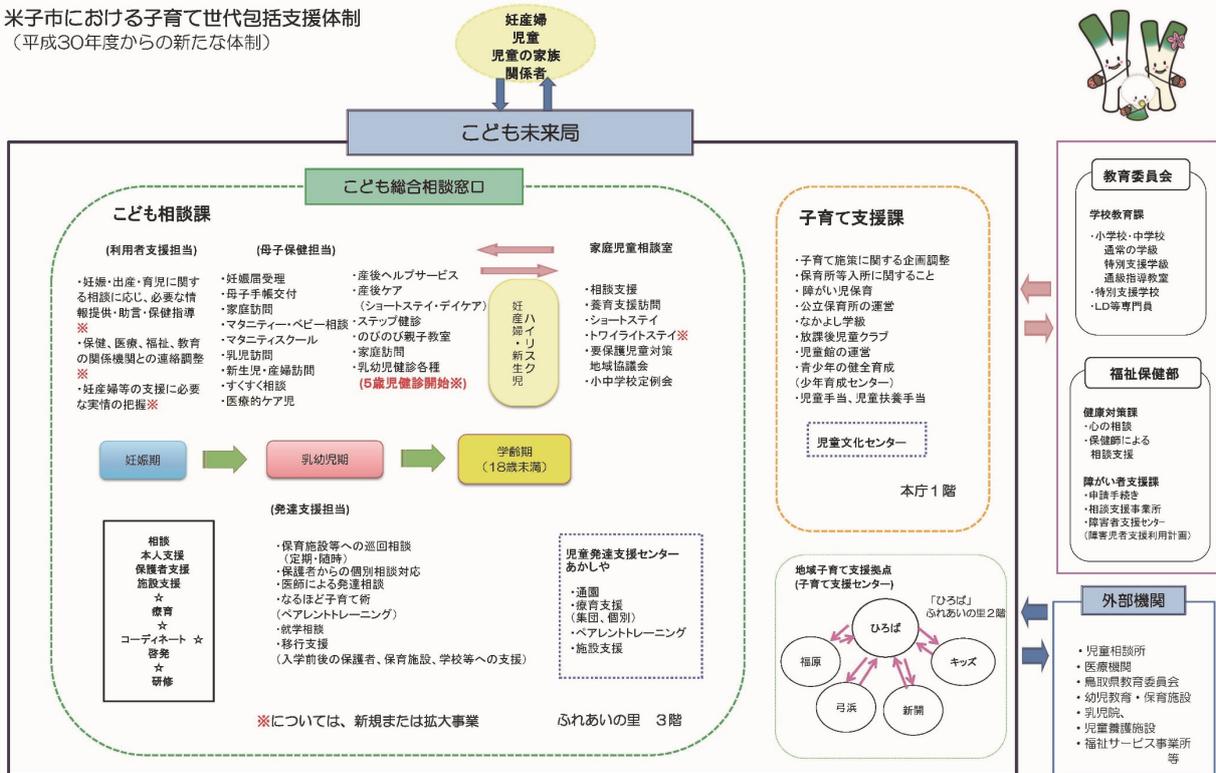
母子保健部門との同一化・連携に関しては、まず、同一フロアで物理的に一体的に仕事をしているとの一体性があげられる。それに加えて、「共管」という米子市のユニークな制度設計により、健康管理部門の母子保健業務が子ども福祉部門の所掌とも位置付けられることにより、一体的に担う制度を構築している。

さらに、教育部門との連携も課題となるが、この点でも、米子市では支援拠点の職員は教育部門を兼務する体制をとっており、子どもに関わる部局の所属を、連携というような曖昧な形ではなく、自らの所掌に職制上も明確に位置付けさせる形をとっている。この形は他の自治体で見たことはないが、非常にうまく機能しているとのことである。一体化・連携の制度構築として参考となろう。

こうして、自治体内の組織間においては、支援拠点として位置付けている家庭児童相談室を中核に濃密な連携が実現できているが、児童相談所との関係では、役割分担や責任の所在の点で曖昧な部分が存在し、個別に解決せざるを得ない課題もあるようである。

研究代表 鈴木秀洋

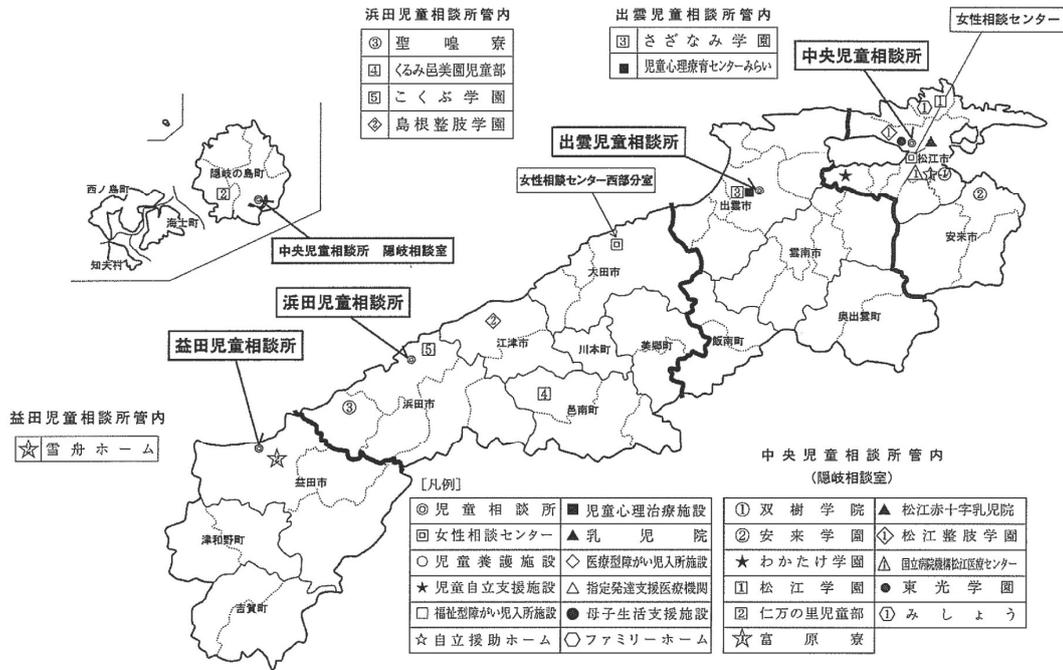
米子市における子育て世代包括支援体制
(平成30年度からの新たな体制)



島根県

1. 児童相談所の管轄区域

管轄区域図



2. 子ども家庭総合支援拠点の設置状況

設置済み (2019年3月現在)	松江市、益田市、邑南町
今後の設置予定	出雲市、大田市、飯南町、津和野町
設置を検討中	浜田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、川本町、美郷町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町

島根県松江市ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日：平成 31 年 2 月 20 日

1 自治体の概要

① 県内地図（県内の市等の位置）



地図データ ©2019 SK telecom、ZENRIN 20 km

②面積：572.99km²

③人口：202,906 人（H30.12 末現在）

④児童数：33,027 人（H30.12 末現在）

⑤類型（小規模等）：中規模型

2 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

組織図は、次ページ参照

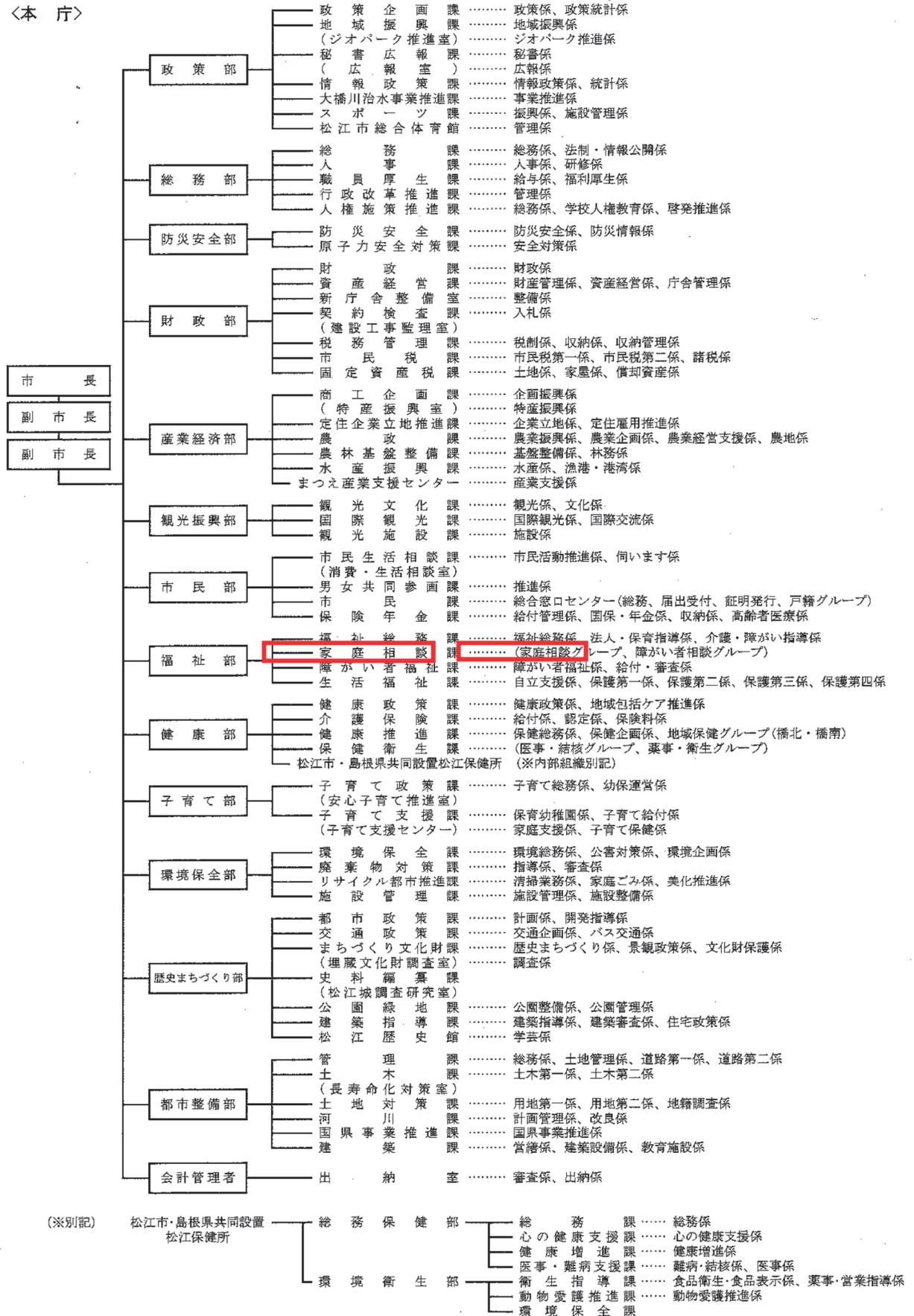
系統図については、参考資料のとおり

松江市行政組織機構図

〔市長事務局〕

(平成30年4月1日現在)

〈本庁〉



3 支援拠点としての説明（特徴・機能）

(1) 特徴

ア 児童虐待に係る相談件数等の推移（3年分）

平成29年度：55件

平成28年度：79件

平成27年度：61件

*その他は、参考資料のとおり

イ 児童虐待対応として工夫している事項

拠点としての4業務（①実情の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

- ・家庭相談課において、「子ども家庭総合支援拠点」「要保護児童対策協議会」を兼ね備える部署として、児童虐待対応、要保護児童対応、相談対応を行っている。
- ・これまでは調整機関としてのウエイトが大きかったが、今年度は、平成28年児童福祉法改正により、在宅支援は市町村が中心に担うこととなったこともあり、相談や面接、保護者指導など、直接的な関わりが多くなっている。
- ・要保護児童対策協議会を活用し、必要な調査を実施し、関係機関との情報共有と役割分担により、児童と保護者への虐待対応と支援を行っている。
- ・関係機関との連携については、要保護児童対策協議会での代表者会議、実務者会議、個別事例検討会議、庁内連絡会議等の各種会議や、日々の業務のなかで連携を図っている。

(2) 職員配置等（家庭支援員、心理担当、虐待対応専門員）

- ・基準に見合う人員の確保を行うために、公募により相談員2名の確保を行った。
- ・心理担当については、現在は精神保健福祉士を担当としている。
- ・人事異動において、資格職でケース対応が可能な職員を要望している。

(3) 保健部門との一体性・連携

ア 子育て世代包括支援センターの設置について（有無・年度）

- ・平成27年度に、母子保健型として設置。
- ・「子ども家庭総合支援拠点」とは一体となっていないが、常時連携を図っている。

イ 一体性・連携についての工夫・具体例

- ・検診未受診者の調査協力。
- ・虐待や不適切な養育を発見した場合は、家庭相談課が連絡を受け付け、調査により児童の安全を確保するとともに「要保護児童」として登録し、関係機関と連携して一体的に支援を行う。
- ・母子保健部署から、出産後の養育について、出産前から保健福祉医療で連携して支援が特に必要と認められる妊婦について連絡を受けた場合は、「特定妊婦」として登録し、連携して支援を行っている。
- ・年度初めには、家庭相談課地区担当と地区担当保健師と要保護児童の確認を行っている。

- ・要保護児童対策協議会を活用した連携（庁内連絡会議、実務者会議、個別事例検討会議、要保護児童対策連絡会）を行っている。
- ・保健師連絡会に出向いて、家庭相談課の業務と関係機関との連携など、協議・確認を行った年度もある。
- ・子育て支援センター・健康推進課の地区担当保健師とは常時情報共有を行うとともに、同伴訪問による個別ケース対応も行っている。

(4) 児童相談所との連携

- ・児童相談所とは、中度以上の虐待事案や、一時保護が必要な場合に協力要請を行っている。また、虐待認定ケースについては、児童相談所と松江市で申し合わせ事項（虐待進行管理について（H30～））を行い、重症度により管理区分を定めて役割分担を行って対応している。
- ・平成28年度の児童福祉法改正により、児童相談所からの事案送致や指導委託が行われることとなったこと、在宅支援は市町村が中心となって担うことが明記された。

しかしながら、松江市及び学校等の関係機関へ十分な理解を得ることなく松江市への事案送致が行われる事案があり、児童相談所の対応に疑問の声がある。また、事案送致直後に一時保護が考えられる事態になった場合も、児童相談所から第一に松江市の対応を求められ、児童及び保護者・関係者の面接や聞き取りなど各種調査を、早急かつ時間と人手をかけて行っている状況もあり、要保護家庭支援の継続性について疑問を感じる事案もある。要保護家庭支援に関わる関係機関は、児童虐待の再発防止や児童の心理面のケアなど、専門機関である児童相談所に期待するところが大きいですが、松江市への事案送致となった場合は児童相談所の関わりや指導がない事案が大半である。

また、松江市に児童虐待通告があり、一時保護が必要と思われる事案でも、明らかに危険な場合を除いては上記同様に松江市での第一の対応を行うように児童相談所から指導されている。児童及び関係者との面接や指導などの直接的な介入については、児童相談所の体制と権限があるから出来ることや言えることがあること、また松江市の限られた人員や体制の中では限界があるのが実情です。法改正にあたっては、地域の実情に応じた適切な役割分担により、児童の安全と家庭全体の支援を行うこととされている。児童相談所から松江市への「事案送致」「指導措置委託」については、今後は益々増えてくることが予想され、今後の松江市での対応について大変懸念をしている。

課題については、①児童相談所から松江市への「事案送致」「指導措置委託」については、学校等の関係機関からの意見と理解を踏まえ、今後の方針や役割分担を児童相談所と松江市双方で事前協議を行うことの徹底、②「事案送致」や「指導措置委託」後に問題が生じた場合や、通告時に一時保護が想定をされる事案は、保護者面接や調査段階など、早い段階からの児童相談所の介入を行ってほしい。

- ・連携の工夫については、年度初めの打ち合わせ、要保護児童対策協議会の各種会議（代表者会議・実務者会議・個別事例検討会議等）の活用、実務者会議後の児童相談所と市での振り返り、平素のケース対応や協議、年度末での申し合わせ事項の確認などを実施している。

(5) 要保護児童対策地域協議会等との関係

ア 「支援拠点は要対協調整機関を担う」との定めとの関係

- ・従来の要保護児童対策協議会の設置部署である家庭相談室の体制強化を図り、家庭相談課を支援拠点として位置づけを行った。

イ 要対協その他関係機関との連携等の具体的工夫

- ・要保護児童対策協議会各種会議の活用（代表者会議・実務者会議・個別事例検討会議）。
- ・保育所説明会・小中学校校長会等での説明。
- ・アセスメントセミナーの実施。（参加者：保育所・幼稚園・小学校・中学校・高校・保健師）
- ・児童虐待防止月間の取り組み。（啓発ポスター・リーフレット配布、街頭活動、関係窓口へのオレンジリボン配布・着用、庁舎正面玄関にてパネル展示）
- ・出前講座の実施。（幼稚園・公民館・民生委員新任研修等）
- ・啓発チラシ配布（幼稚園・保育所・小学校・中学校・高校）
- ・幼稚園・保育所の児童虐待対応マニュアル雛形の作成・配布

(6) 相談室、親子交流スペース、事務室等

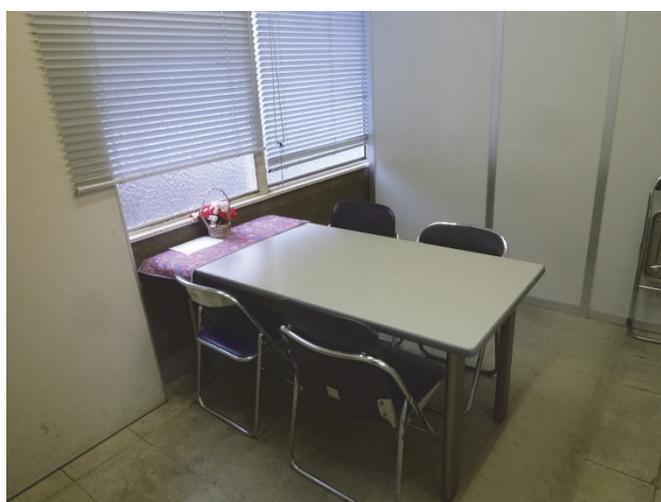
<事務室>



<相談室 1 >



<相談室 2 >



4 研究チームからのコメント

組織としては、子育て部ではなく、福祉部の中の家庭相談課が支援拠点としての機能を果たすとの位置付けを行っている。また包括支援センターを設置済みであるが、そちらは健康部に属している。そのため、こうした組織間における連携を具体的にどのように行っていくのが課題となる。実際は、包括との関係では、地区担当保健師と同伴訪問等を行う等している。また、子ども関係部署との間では、出前講座を行うことや、保育所、小学校、中学校の校長会に出席してどうやって支援拠点につなげてもらえるのかについての説明を行うなど関係づくりに力を入れている。さらに、児童相談所との関係では、管理区分を文書化して役割分担を図ろうとしているが、まだ相互に十分な詰めの作業を行っていく必要がある（新たな指導委託制度の運用等で今後詳細な協議が必要となる。）。支援拠点はミニ児相ではなく、相互の強みと弱みを補い連携し合うにはどのような形での運用が望ましいのか、児相側の意識改革も求めていくことになる。現在の拠点の力としては充実しているが、今後どう組織として維持・引き継いでいくかも課題となる。

研究代表 鈴木秀洋

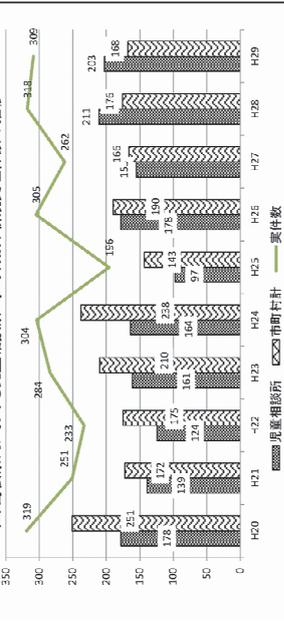
平成29年度 児童虐待相談状況

資料3-2

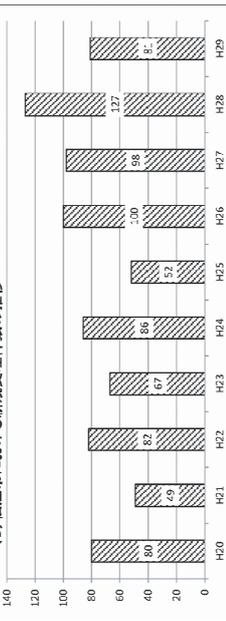
(1) 新規受理件数の推移(鳥取県・松江市)

新規受理件数推移	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
鳥取県 児童相談所計 (A)	178	139	124	161	164	97	178	155	211	203
市町井計 (B)	251	172	175	210	238	143	190	166	176	162
県内実件数 (A+B-重複 分)	319	251	233	264	304	196	305	262	318	309
生件数(①+②-③)	80	49	82	67	86	52	100	98	127	81
家庭相談線 ①	35	37	51	40	53	32	55	61	79	55
中央児童相談所 ②	46	37	38	51	41	27	57	58	72	49
重複件数 ③	1	25	7	24	6	7	12	21	24	23

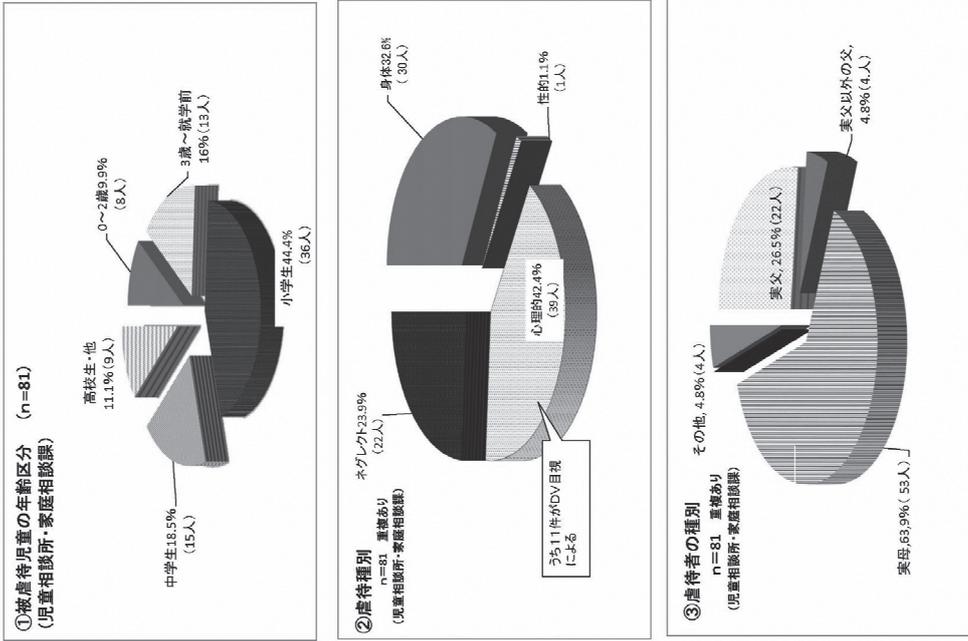
(2) 鳥取県内における児童相談所・市町村別、新規受理件数の推移



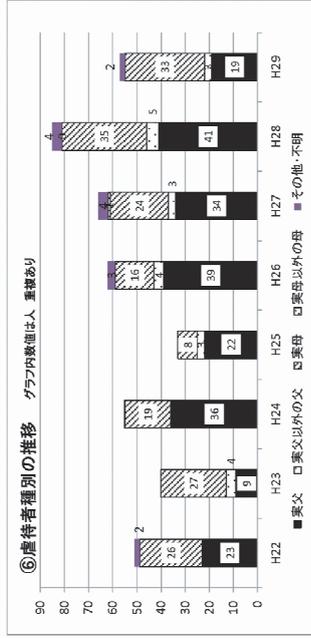
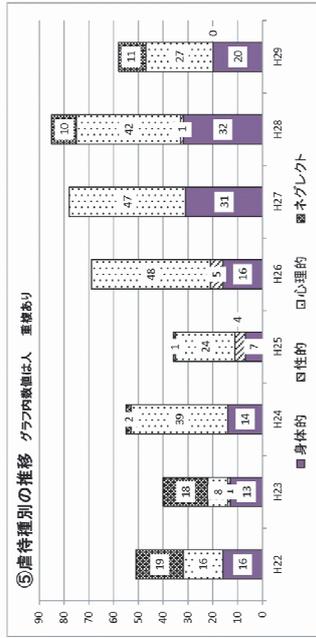
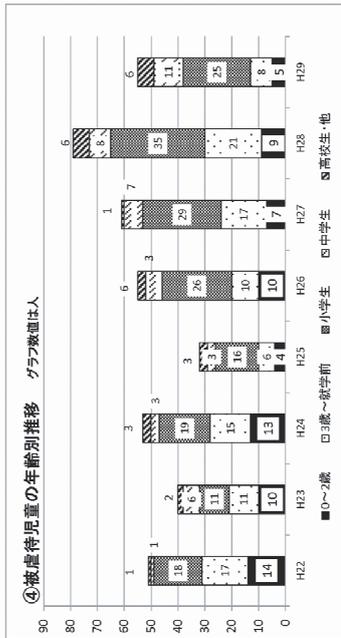
(3) 松江市における新規受理件数の推移



(4) 平成29年度 新規ケースの内訳
松江市全体(児童相談所・家庭相談課分)



家庭相談課受理分



⑦ 通告相談経路(家庭相談課分)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
医療機関			3			1		1
保育所等	4	2	6	1	1	3	7	(1)
学校等	7	6	4	1	6	2	8	4(8)
児童福祉施設			5	3	4	4	9	7
児童相談所	14	16	7	6	10	31	33	30
県女性相談センター等			14	3	4	5	7	
市福祉事務所			5		3	1	2	
健康推進課	10	9	1	1	1	3	4	1(3)
市その他	3		2	6	5	5	1	5
警察等	4			2	2	1	3	3(7)
保健所								1
本人								(1)
家族・親戚			6	10	18	5	5	2(6)
近隣・知人	2							1(2)
その他	7	7				1		(3)
計	51	40	53	32	55	61	79	55

H28()は、児童相談所30件の通告経路(重複あり)

⑧ 虐待の背景(新規55件・重複あり・総件数90件)

背景	H27	28	29
家庭的環境	2	6	17
経済的困難	7	26	27
ひとり親	32	21	14
DV	8	10	2
再婚			

親要因	H27	28	29
精神疾患等	7	9	6
養育能力	0	1	13
生育歴	0	3	2
外国人	2	4	2
若年	0	3	1

子要因	H27	28	29
知的	0	0	1
身体	2	1	0
発達障がい等	2	3	5